

資料 7 - 1 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例の土砂基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102 の 55 に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 K0102 の 38 に定める方法（規格 K0102 の 38.1.1 に定める方法を除く。）
有機 ^{りん} 燐	検液中に検出されないこと。	排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）第 2 条の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法を定める等の件（昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号。以下「排水基準告示」という。）付表 1 に掲げる方法又は規格 K0102 の 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトン ^{りん} にあつては、排水基準告示付表 2 に掲げる方法）
鉛	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 K0102 の 54 に定める方法
六価クロム	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	規格 K0102 の 65.2 に定める方法
砒 ^ひ 素	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合においては、土砂等 1 キログラムにつき 15 ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては、規格 K0102 の 61 に定める方法、農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和 50 年総理府令第 31 号）に定める方法
総水銀	検液 1 リットルにつき 0.0005 ミリグラム以下	水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号。以下「環境基準告示」という。）付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表 2 及び排水基準告示付表 3 に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表 3 に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、土砂等 1 キログラムにつき 125 ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和 47 年総理府令第 66 号）に定める方法
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 2 - ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.004 ミリグラム以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1, 1 - ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1, 1, 1 - トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 1, 2 - トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.03 ミリグラム以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 3 - ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	環境基準告示付表 4 に掲げる方法
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下	環境基準告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	環境基準告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 K0102 の 67.2 又は 67.3 に定める方法
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8 ミリグラム以下	規格 K0102 の 34.1 に定める方法又は環境基準告示付表 6 に掲げる方法
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	規格 K0102 の 47.1 若しくは 47.3 に定める方法又は環境基準告示付表 7 に掲げる方法

備考 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壌の汚染に係る環境基準について（平成 3 年 8 月環境庁告示第 46 号）付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。

2 この表の項目の欄中「有機^{りん}燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

3 この表の基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

資料 7 - 2 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例の水質基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格 K0102 の 55 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法
有機 ^{りん} 燐	検出されないこと。	排水基準告示付表 1 に掲げる方法
鉛	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格 K0102 の 54 に定める方法
六価クロム	1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格 K0102 の 65.2 に定める方法
砒 ^び 素	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格 K0102 の 61.2 又は 61.3 に定める方法
総水銀	1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	環境基準告示付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	環境基準告示付表 2 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	環境基準告示付表 3 に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、1リットルにつき1ミリグラム以下	規格 K0102 の 52 に定める方法
ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 2 - ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1, 1 - ジクロロエチレン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	1リットルにつき0.04ミリグラム以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1, 1, 1 - トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 1, 2 - トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.03ミリグラム以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 3 - ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	環境基準告示付表 4 に掲げる方法
シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	環境基準告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	環境基準告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格 K0102 の 67.2 又は 67.3 に定める方法
ふっ素	1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格 K0102 の 34.1 に定める方法又は環境基準告示付表 6 に掲げる方法
ほう素	1リットルにつき1ミリグラム以下	規格 K0102 の 47.1 若しくは 47.3 に定める方法又は環境基準告示付表 7 に掲げる方法

備考 1 この表の項目の欄中「有機^{りん}燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

2 この表の基準値の欄中「検出されないこと」とは、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

資料 7 - 3 土壤汚染対策法の特定有害物質及び指定基準

	特定有害物質	地下水等の摂取によるリスク 土壌溶出量基準	直接摂取によるリスク 土壌含有量基準
第1種 揮発性有機化合物 特定有害物質	四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること	-
	1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること	-
	1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること	-
	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること	-
	1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること	-
	ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること	-
	テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること	-
	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1mg 以下であること	-
	1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること	-
	トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.03mg 以下であること	-
	ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること	-
第2種 重金属等 特定有害物質	カドミウム及びその化合物	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること	土壌 1 kg につき 150mg 以下であること
	六価クロム化合物	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること	土壌 1 kg につき 250mg 以下であること
	シアン化合物	検液中に検出されないこと	遊離シアンとして土壌 1 kg につき 50mg 以下であること
	水銀及びその化合物	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること	土壌 1 kg につき 15mg 以下であること
	うちアルキル水銀	検液中に検出されないこと	-
	セレン及びその化合物	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること	土壌 1 kg につき 150mg 以下であること
	鉛及びその化合物	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること	土壌 1 kg につき 150mg 以下であること
	砒素及びその化合物	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること	土壌 1 kg につき 150mg 以下であること
	ふっ素及びその化合物	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること	土壌 1 kg につき 4,000mg 以下であること
ほう素及びその化合物	検液 1 L につき 1mg 以下であること	土壌 1 kg につき 4,000mg 以下であること	
第3種 農薬等 特定有害物質	シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること	-
	チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること	-
	チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること	-
	P C B	検液中に検出されないこと	-
	有機りん化合物	検液中に検出されないこと	-